



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
7月1日  
第321号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 訓 令	
※全国植樹祭推進室設置規程の一部改正 (森林政策課)	1
○ 告 示	
滋賀応援寄附の収納事務の委託 (企画調整課)	2
生活保護法による施術担当機関の指定 (健康福祉政策課)	2
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院 (医療政策課)	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (医療福祉推進課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出 (障害福祉課)	3
道路区域の変更 (道路保全課)	3
滋賀県営住宅の家賃の収納事務の委託 (住宅課)	4
○ 公 告	
肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録公告 (みらいの農業振興課)	4
肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録有効期間の更新公告 (みらいの農業振興課)	4
肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録の失効公告 (みらいの農業振興課)	5
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	5
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (湖北)	6
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区解散認可公告 (湖東)	6
○ 教育委員会規則	
※教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 (教職員課)	6
※免許状更新講習の受講等に関する規則を廃止する規則 (教職員課)	11
○ 教育委員会訓令	
※滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正 (教育総務課)	11
○ 公安委員会公告	
検定実施公告 (生活安全企画課)	11
○ 病院事業庁規程	
※滋賀県病院事業管理規程の一部改正	13
○ 正 誤	
※令和4年5月13日付け号外(2)滋賀県公安委員会規則第8号中	15

## 訓 令

### 滋賀県訓令第17号

全国植樹祭推進室設置規程 (平成31年滋賀県訓令第13号) の一部を次のように改正する。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条第2項中「、式典行事係、招待接遇係」を削る。

付 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第275号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀応援寄附の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 2 委託事務の内容 寄附者が「さとふる」を通じて申込みをしたふるさと納税としての寄附金を、株式会社さとふるが滋賀県に代わり収納し、これを滋賀県へ引き渡す業務
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 収納の方法 オンライン決済ASPで利用できる全ての決済手段

滋賀県告示第276号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための施術担当機関として、次のものを指定した。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
岡 島 佳 寿	おかじま鍼灸院 おかじま整骨院	愛知郡愛荘町東円堂2511-15	令和4.5.11

滋賀県告示第277号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
甲賀市立信楽中央病院	甲賀市	甲賀市信楽町長野473番地	令和7.7.15

滋賀県告示第278号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ケアステーションふたば	守山市水保町2227番地の3	合同会社J Jコーポレーション 代表社員 杉澤勝利	守山市水保町2227番地の3	訪問介護	令和4.7.1	2570701132

滋賀県告示第279号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支

援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
スズキ調剤薬局野路店	草津市野路町652-3	薬局	竹林 真衣	令和4.6.1

滋賀県告示第280号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	スズキ調剤薬局野路店	草津市野路町652-3	薬局	竹林 真衣	令和4.6.1
更生医療・育成医療	きよし堂薬局	近江八幡市鷹飼町547-2きよし堂ビル1階	薬局	川端 潤子	令和4.6.1

滋賀県告示第281号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
せせらぎ調剤薬局	甲賀市水口町京町6番12号	薬局	令和4.6.30

滋賀県告示第282号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年7月1日から令和4年7月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	川辺御園線	栗東市上砥山字砥坪906番1地先から	変更後	最小 13.8m	261.1m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更
		栗東市上砥山字古川950番1地先まで		最大 48.2m		
		栗東市上砥山字砥坪906番1地先から	変更前	最小 10.3m		
		栗東市上砥山字古川950番1地		最大		

	先まで		16.8m	
--	-----	--	-------	--

### 滋賀県告示第283号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県営住宅の家賃の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 弁護士法人ブレインハート法律事務所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 2 委託事務の内容 滋賀県営住宅の退去滞納者の滞納家賃に係る回収業務
- 3 委託期間 令和4年5月31日から令和5年3月31日まで
- 4 収納の方法 弁護士法人ブレインハート法律事務所名義の本業務専用決済用預金口座への銀行振込により収納する。

## 公 告

### 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録公告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定に基づき次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称および住所	登録年月日
滋賀県第615号	副産動植物質肥料	副産動物質肥料1号	窒素全量 11.7	公定規格のとおり	彦根ゼラチン株式会社 犬上郡豊郷町大町307-1	令和3.6.24
滋賀県第616号	副産動植物質肥料	副産植物質肥料特5号	窒素全量 2.5 りん酸全量 1.0 加里全量 2.5	該当なし	朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	令和3.7.9
滋賀県第617号	乾燥菌体肥料	日清菌体II	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0	公定規格のとおり	日清食品株式会社滋賀工場 栗東市下鈎140番地1	令和3.11.8

### 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録有効期間の更新公告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称および住所	有効年月日
滋賀県第307号	生石灰	85別製生石灰	アルカリ分 85.0	公定規格のとおり	近江鉱業株式会社 米原市長岡1780番地	令和8.4.10
滋賀県第308号	消石灰	65別製消石灰	アルカリ分 65.0	公定規格のとおり	近江鉱業株式会社 米原市長岡1780番地	令和8.4.10
滋賀県第541号	消石灰	5苦土消石灰	アルカリ分 65.0 く溶性苦土 5.0	公定規格のとおり	醒井工業株式会社 米原市大鹿1214番地	令和10.3.17
滋賀県第542号	消石灰	醒工5苦土消石灰	アルカリ分 60.0 く溶性苦土 5.0	公定規格のとおり	醒井工業株式会社 米原市大鹿1214番地	令和10.3.17

滋賀県 第576号	副産植 物質肥 料	副産植物質 肥料18号	窒素全量 1.8 加里全量 8.8	該当なし	朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡 瀬222番地	令和9.7.5
滋賀県 第586号	乾燥菌 体肥料	プレスト1 号	窒素全量 4.0 加里全量 1.0	該当なし	日世株式会社 大阪府茨木市宇野辺一 丁目1番47号	令和6.11.17
滋賀県 第590号	乾燥菌 体肥料	めぐみ	窒素全量 4.0 加里全量 5.0	公定規格のと おり	株式会社種新 湖南省下田638番地72	令和6.1.8
滋賀県 第610号	乾燥菌 体肥料	日清菌体	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0	公定規格のと おり	日清食品株式会社 東京都新宿区新宿六丁 目28番1号	令和6.12.7

-----  
肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録の失効公告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第14条の規定により次の肥料登録は失効したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大造

登録 番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または 名 称 お よ び 住 所	失効年月日
滋賀県 第535号	消石灰	苦土消石灰 606号	アルカリ分 50.0 く溶性苦土 6.0	公定規格のと おり	近江鉱業株式会社 米原市長岡1780	令和3.10.31
滋賀県 第549号	消石灰	6.0苦土消石 灰	アルカリ分 50.0 く溶性苦土 6.0	公定規格のと おり	近江鉱業株式会社 米原市長岡1780	令和4.3.29
滋賀県 第550号	消石灰	苦土消石灰 605号	アルカリ分 60.0 可溶性苦土 6.0 内く溶性苦土 5.0	公定規格のと おり	近江鉱業株式会社 米原市長岡1780	令和4.3.29
滋賀県 第571号	混合石 灰肥料	スーパー粒 状70消石灰	アルカリ分 70.0	公定規格のと おり	醒井工業株式会社 米原市大鹿1214	令和4.1.24
滋賀県 第585号	乾燥菌 体肥料	お米のとぎ 汁	窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0	公定規格のと おり	株式会社圖司穀粉 京都府京都市南区壬生 通八条上ル八条町459	令和3.9.19

-----  
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が令和4年7月1日に決定した彦根長浜都市計画特別用途地区に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

-----  
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が令和4年7月1日に変更した彦根長浜都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年7月1日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号  
 滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

### 健康福祉事務所告示

#### 滋賀県湖北健康福祉事務所告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。  
 令和4年7月1日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ほっとはーとケアサービス	長浜市高月町柳野中91番地	株式会社ほっとはーと 代表取締役 高橋美栄	長浜市高月町柳野中91番地	訪問介護	令和4.7.1	2570301701

### 農業農村振興事務所公告

#### 土地改良区解散認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、彦根市大藪土地改良区の解散は、令和4年6月23日に認可した。

令和4年7月1日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 原沢秀幸

### 教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

#### 滋賀県教育委員会規則第5号

##### 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(昭和36年滋賀県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)の項および教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)の項を削る。

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第5号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「証明書」を「書類」に改め、同号を同項第8号とする。

第3条の3中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第3条の4中「第16条の2」を「第16条」に改める。

第3条の5中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条に次の1号を加える。

(8) その他必要な書類

第4条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項第6号中「第8号」を「第7号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項第13号中「証明書」を「書類」に改め、同号を同項第12号とし、同条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「証明書」を「書類」に改め、同号を同項第11号とし、同条第3項中「同項第6号」を「同項第5号」に改める。

第4条の2第11号中「(必要な者に限る。)」を削り、同条に次の1号を加える。

(12) その他必要な書類

第5条の2から第5条の8までを削る。

第6条第2項第6号中「教育長が必要と認める」を「必要な」に改める。

別表第1第2項の表中

専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第3	3	15			15	
一種免許状	二種免許状を有すること。	免許法別表第3	5	45	4	21	5	
			6	40	3	20	5	
			7	35	3	18	4	
			8	30	3	16	4	
			9	25	3	14	3	
			10	20	3	12	3	
			11	15	2	10	3	
			12	10	1	7	2	
			施行規則第11条の表備考第3号ロ、第12条	3	25	2	13	5
				4	20	2	11	4
				5	15	2	10	3
				6	10	1	7	2

を

専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第3	3	15			15	
	特別免許状を有すること。	免許法別表第3	3	41		26	15	
一種免許状	二種免許状を有すること。	免許法別表第3	5	45	4	21	5	
			6	40	3	20	5	
			7	35	3	18	4	
			8	30	3	16	4	
			9	25	3	14	3	
			10	20	3	12	3	
			11	15	2	10	3	
			12	10	1	7	2	
			施行規則第11条の表備考第3号ロ、第12条	3	25	2	13	5
				4	20	2	11	4
				5	15	2	10	3
				6	10	1	7	2
	特別免許状を有すること。	免許法別表第3	3	26		26		

に

改め、同表第4項の表中

専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第3	3	15			15
-------	--------------	---------	---	----	--	--	----

を

専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第3	3	15			15
	特別免許状を有すること。	免許法別表第3	3	25		10	15

に

改め、同表第6項の表中

専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第3	3	15			15	を
		免許法附則第5項の表の第4号	5	10	6	4		
		免許法附則第5項の表の第5号	1	10	4	6		

専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第3	3	15			15	に
		免許法附則第5項の表の第4号	5	10	6	4		
		免許法附則第5項の表の第5号	1	10	4	6		
	特別免許状を有すること。	免許法別表第3	3	25		10	15	

改める。

別記様式第1号中

「 わたくしは、下記教育職員免許状を授与していただきたいので別紙関係書類を添えてお願いいたします  
 (領域追加)  
 (検定)  
 (交付) を  
 す。」

「 わたくしは、下記教育職員免許状を授与(領域追加 検定 交付)していただきたいので別紙関係書類を添えてお願いいたします。」

(授与・追加・検定・交付)年月日	免許状番号	有効期間の満了日	を
年 月 日	第 号	年 月 日	

(授与・追加・検定・交付)年月日	免許状番号	に
年 月 日	第 号	

改める。

別記様式第2号中

年月日	卒業、修了、合格	を	年月日	卒業、修了、合格	に、
	(修学年数合計 年)				

「 ⑩ 既に受けた全ての免許状 (免許状所持者区分: 新免許状 ・ 旧免許状 ) を

「 ⑩ 既に受けた全ての免許状 に、

「 ⑪ 免許状の有効期間の満了の日または修了確認期限  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 注1 文字は楷書、数字はアラビア数字でわかりやすく記入すること。」



- 2 ⑤は現職教員は現勤務校を非現職者は現住所を記入すること。
- 3 ※の欄は出願の基礎条件となるものだけ要約して記入すること。
- 4 ⑧の修学年数合計は旧制学校卒業者のみ記入すること。
- 5 ⑩の免許状所持者区分の欄は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第1項に該当する者にあつては「旧免許状」を○で囲み、それ以外の者にあつては「新免許状」を○で囲むこと。
- 6 ⑪の欄には、最新の有効期間の満了の日または修了確認期限について記入すること。

を

- 注1 文字は楷書、数字はアラビア数字でわかりやすく記入すること。
- 2 ⑤は現職教員は現勤務校を非現職者は現住所を記入すること。
- 3 ※の欄は出願の基礎条件となるものだけ要約して記入すること。

に

改める。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第3条、第3条の4、第3条の5、第4条、第4条の2、第5条、第6条、第6条の2、第9条関係)  
履歴書

本籍地		都道府県			
現住所					
ふりがな 氏名		年 月 日生			
身上異動	旧本籍		異動年月日	年 月 日	異動理由
	旧氏名				
学歴	在学期間		学校名	部科名	卒業、修了、 中退の別
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
職歴	年月日	事項			
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
処分歴	年 月 日				
	年 月 日				
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名					

(用紙 日本産業規格A列4番)

別記様式第10号の2から別記様式第10号の8までを削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の教育職員免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

免許状更新講習の受講等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会規則第6号

免許状更新講習の受講等に関する規則を廃止する規則

免許状更新講習の受講等に関する規則(平成21年滋賀県教育委員会規則第1号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

滋賀県教育委員会訓令第4号

滋賀県教育委員会事務専決規程(平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年7月1日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

別表第2第2号の表9の部中3の項および4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項から8の項までを2ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

公 安 委 員 会 公 告

検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき次のとおり検定を実施する。

令和4年7月1日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

- 1 検定の種別、級、定員および実施期日

種 別	級	定員	実 施 期 日	
施設警備業務	2級	20人	学科試験	令和4年10月7日(金)午前10時から正午まで
			実技試験	令和4年11月11日(金)午前10時から午後5時まで
交通誘導警備業務	2級	20人	学科試験	令和4年10月7日(金)午後1時から午後3時まで
			実技試験	令和4年11月18日(金)午前10時から午後5時まで
雑踏警備業務	2級	20人	学科試験	令和4年10月7日(金)午後3時から午後5時まで
			実技試験	令和4年11月25日(金)午前10時から午後5時まで

- 2 実施場所 蒲生郡日野町北脇1-3 滋賀県警察本部生活安全部機動警察隊
- 3 受検資格 滋賀県内に住所を有する者または滋賀県内の営業所に所属する警備員
- 4 受検申請手続等
  - (1) 申請期間 令和4年9月1日(木)から同年9月9日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。ただし、受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。
  - (2) 申請場所
    - ア 滋賀県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署の生活安全課
    - イ 滋賀県内の営業所に所属する警備員 所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
  - (3) 提出書類

- ア 検定申請書1通
- イ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)
- ウ 次の書面のうち該当するもの1通
  - (7) 滋賀県内に住所地を有する者 住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写しまたは公的機関が申請者の住所地宛てに発行した郵便物等住所が明らかとなる書面)
  - (8) 滋賀県内の営業所に所属する警備員 当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所所属証明書)
- (4) 申請の方法 検定を受検しようとする者は、(2)に示す場所に、(3)に掲げる書類を持参し、提出すること。
- 5 検定手数料および納付方法 検定申請書提出時に、施設警備業務2級にあつては16,000円、交通誘導警備業務2級にあつては14,000円、雑踏警備業務2級にあつては13,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、検定申請を受受理した後は、納付した検定手数料は還付しない。
- 6 受検票の交付 申請を受受理した警察署において、後日、受検票を交付する。
- 7 検定の方法 検定は、学科試験および実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。なお、実技試験を受検する者が実技試験の途中において合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、その者に対する試験を中断し、以後の実技試験を行わないことがある。
- 8 検定内容
  - (1) 施設警備業務2級
    - ア 学科試験
      - (7) 警備業務に関する基本的な事項
      - (8) 法令に関すること。
      - (9) 警備業務対象施設における保安に関すること。
      - (10) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
    - イ 実技試験
      - (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
      - (8) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 交通誘導警備業務2級
    - ア 学科試験
      - (7) 警備業務に関する基本的な事項
      - (8) 法令に関すること。
      - (9) 車両等の誘導に関すること。
      - (10) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
    - イ 実技試験
      - (7) 車両等の誘導に関すること。
      - (8) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (3) 雑踏警備業務2級
    - ア 学科試験
      - (7) 警備業務に関する基本的な事項
      - (8) 法令に関すること。
      - (9) 雑踏の整理に関すること。
      - (10) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
    - イ 実技試験
      - (7) 雑踏の整理に関すること。
      - (8) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 9 その他
  - (1) 検定当日の受付手続 検定当日は、開始時刻の30分前から開始時刻までの間に、試験会場において受付手続を終えること。
  - (2) 携行品 検定当日は、受検票および筆記用具を必ず持参すること。なお、実技試験当日は、前記携行品に加え

- 警笛、運動靴および雨衣を持参するとともに、警備員である受検者にあつては、制服および制帽を着用すること。
- 10 検定に関する問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231)または各警察署の生活安全課
- 11 その他 新型コロナウイルス感染症の影響により、検定日、場所等を変更し、または検定を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

### 病院事業庁規程

#### 滋賀県病院事業庁規程第11号

滋賀県病院事業管理規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和4年7月1日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第5条の見出しを「(入院保証書兼誓約書および入院保証書)」に改め、同条第1項中「入院保証書(別記様式第1号)」を「滋賀県立総合病院または滋賀県立小児保健医療センターに入院する場合にあつては入院保証書兼誓約書(別記様式第1号)を、滋賀県立精神医療センターに入院する場合にあつては入院保証書(別記様式第1号の2)」に改める。

別記様式第1号を別記様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別 記

様式第1号(第5条関係)

入 院 保 証 書 兼 誓 約 書

(宛先)  
滋賀県立 病院長

年 月 日

入院患者	ふりがな		現住所	
	氏名	Ⓜ		
	生年日	年 月 日生	不在時の連絡先(勤務先等)	

同居親族	ふりがな		現住所	
	氏名	Ⓜ		
		生年日	年 月 日生	不在時の連絡先(勤務先等)
	患者の続柄			

連帯保証人	ふりがな		現住所	
	氏名	Ⓜ		
		生年日	年 月 日生	不在時の連絡先(勤務先等)

極 度 額 円

このたび滋賀県立 に入院するにつきましては、次の事項を必ず守ることを同居親族および連帯保証人とともに約束します。

- 1 病院の諸規定を固く守り、指示に従って療養します。また、暴力行為、迷惑行為などは禁止されており、これらの行為に及んだ場合には退院を命ぜられることなどについて理解しました。暴力行為、迷惑行為などの禁止行為は一切行いません。  
これに反したときは退院を求められても異議はありません。
- 2 治療費等所定の費用は、指定された日までに納入します。  
本人または同居親族が納入しない場合は、連帯保証人において、極度額を限度として、必ず納入します。
- 3 退院の指示があった場合には、必ず期日までに退院します。

注1 連帯保証人は、患者と別に生計を営んでいる成年の方を選定してください。

2 記載事項に変更が生じたときは、速やかに届けてください。

## 付 則

- 1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にある改正前の別記様式第1号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

## 正 誤

令和4年5月13日付け号外(2)滋賀県公安委員会規則第8号中

ページ	行	誤	正
8	1	次の4様式を加える。	別記様式第23号の2の2の2の次に次の4様式を加える。
15	1	第23号の2の3の4	第23号の2の4

